

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第9回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成18年2月21日（月）15：00～16：30

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）絹川信博，坂本雅子，津田聰夫，西村重雄，簗田孝行（委員長）

（庶務）渡邊総務課長，中島総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 議題

平成18年10月の弁護士任官候補者に関する情報収集について

5 審議資料

27 裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）（添付省略）

28 裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について（依頼）（案 - 裁判所に対するもの（熊本地方裁判所を除く。））

29 裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について（依頼）（案 - 熊本地方裁判所に対するもの）

30 裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）（案 - 検察庁に対するもの）

31 裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）（案 - 担当事件の相手方代理人に対するもの）

32 裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提供について（依頼）（案 - 任官希望者に対するもの）

33 裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）（案 - 任官希望

者の弁護士活動をよく知っている者に対するもの)

6 報告

庶務から、平成18年上半期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者及び平成18年4月の弁護士任官候補者に関する下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について、報告をした。

7 協議

庶務から配布資料に関する説明を行った上で、平成18年10月の弁護士任官候補者に関する情報収集について、以下のとおり協議が行われた。

ア 庶務から、2月6日(月)に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会で、弁護士任官候補者については、従前同様、地域委員会から同候補者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対して指名候補者の名簿を提供し、所属する裁判官又は検察官が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼するとのとりまとめが行われた旨説明し、審議資料28～30の依頼文書を地域委員会からそれぞれ発出する旨提案した。

これに対し、委員から「これまで、情報提供の依頼を受けた者から、情報提供に当たっての留意事項等について質問を受けることが多かったので、依頼文書に問合せ先を明記してはどうか。」との提案があり、今後は、他の依頼文書(審議資料31～33)も含めて依頼文書に問合せ先である高裁総務課(庶務)の電話番号及び庶務担当者の氏名を明記することとされた。

また、「弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集するというスタンスからすると、例えば、民事調停官経験者である弁護士任官候補者が出てきた場合には、当該候補者が所属する(していた)簡易裁判所に対しても、情報受付の周知依頼をするのが相当ではないか。」との意見が出されたが、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方に関する下級裁判所裁判

官指名諮問委員会の方針の見直しの可能性があり得るため、まずは、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見を聴いた上で、次回の地域委員会で検討することとされた。

イ また、庶務から、同日開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会で、所属弁護士会に対するアのような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保され、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会から、担当事件リスト（指名諮問委員会から送付されるもの）に記載されている相手方代理人（当地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼するとともに、候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しても、できる限り具体的で詳細な内容の責任のある情報の提供を依頼することとされた旨説明し、相手方代理人に対しては、審議資料 3 1 の依頼文書を、候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者については、審議資料 3 2 の依頼文書に基づいて候補者に 5 人程度の弁護士の氏名等を提供してもらった上で、候補者から提供のあった弁護士に対して審議資料 3 3 の依頼文書を、それぞれ地域委員会から発出する旨提案し、いずれも了承された。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会は、4月19日（水）午後3時00分に開催されることとなった。